

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成29年8月23日
開会時刻	午前10時37分
閉会時刻	午前11時57分
出席委員名	◎西山 則夫 ○野口 佳子 鈴木 豊司 野崎 隆太
	福井 輝夫 辻 孝記 黒木騎代春 工村 一三
	世古口新吾
	浜口 和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	山口 徹
協議案件	1 固定資産税等のわがまち特例について
	2 伊勢市施設類型別計画策定に向けたその後の経過について
	3 第3次伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）について
	4 戸籍住民課窓口業務の民間委託業者の決定について 《報告案件》
	5 次期伊勢市指定金融機関について《報告案件》
	6 ご当地ナンバー及び地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた取組について
説明者	総務部長、課税課長、健康福祉部長、こども課長、 情報戦略局長、情報戦略局参事、 環境生活部長、環境生活部参事、戸籍住民課長、市民交流課副参事
	その他関係参与

協議の経過

西山委員長開会宣言後、直ちに会議に入り「固定資産税等のわがまち特例について」、「伊勢市施設類型別計画策定に向けたその後の経過について」、「第3次伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）について」、「ご当地ナンバー及び地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた取組について」の説明があり、また「戸籍住民課窓口業務の民間委託業者の決定について」、「次期伊勢市指定金融機関について」の報告を受けました。

なお、その概要は次のとおりでした。

開会 午前10時37分

◎西山則夫委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように捉え取り計らいをさせていただきます。

それでは初めに、「固定資産税等のわがまち特例について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

総務部長。

●可児総務部長

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして、協議会を開催いただきましてありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、「固定資産税等のわがまち特例について」のほか、報告案件も含めまして、全部で6件でございます。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当から御説明申し上げますので、何とぞよろしくお願いいたします。

◎西山則夫委員長

それでは初めに「固定資産税等のわがまち特例について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

課税課長。

●世古口課税課長

それでは、課税課から「固定資産税等のわがまち特例について」お手元の協議会資料1に沿って御説明申し上げます。

まず資料の項目1 わがまち特例の概要についてということで、制度の概要を御説明いた

します。

固定資産税や都市計画税などを軽減する、課税標準の特例割合につきましては、従来すべて地方税法において一定の割合が定められておりましたが、平成24年度の税制改正から一部の対象資産については法に定める範囲内において市町村の裁量により条例に規定することができるようになりました。

これを地域決定型地方税特例措置といいまして、通称わがまち特例と呼ばれております。課税標準とは、税額を計算していく上で、税率を掛けるもととなる額をいいます。

この課税標準額は原則すべて同じ計算方法によって求められておりますが、国においてさまざまな政策を推進する観点から、課税標準を引き下げるような特例措置が地方税法に規定されているものでございます。

わがまち特例とは、このような制度でございまして、対象となる資産が市内に設けられた場合には、条例に特例割合を規定しておかないと税額を決定することができないため、市として、対象資産に係る固定資産税の課税標準等の特例割合を条例に規定しておく必要が生じるものでございます。

こうした中、今回、平成29年度の地方税法の改正で、わがまち特例の対象項目が追加され、その内容が資料の項目2の①及び②の表でございまして、それぞれわがまち特例の対象資産につきまして、法で定める特例割合の範囲と具体的な対象資産の例などを記載しております。

なお、表の①は特例措置の新設であり、②の表につきましては、従来から地方税法に定められ、国が行ってきた特例措置にわがまち特例が導入されたものでございまして、いずれの対象も固定資産税と都市計画税でございまして。

表の①の企業主導型保育事業とは企業が従業員の児童を保育する事業で、従業員の児童以外に、地域の児童も保育することができる事業です。

保育園等のように、県や市が認可する事業ではございませんけれども、子供子育て支援法により国から補助を受けて実施する事業でございまして。

当該事業の用に供する固定資産すべてが特例の対象となっております。

また、②の事業所内保育事業等とは表の具体的な対象資産欄にある、三つの事業が対象でございまして、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業でございまして。

家庭的保育事業とは、5人以下の児童を保育者の居宅等で預かる事業でございまして。

居宅訪問型保育事業とは、保育施設等での集団保育が困難な児童を児童の居宅において1対1で保育する事業でございまして。

三つ目の事業所内保育事業とは、①の企業主導型保育事業と類似する事業でございまして、従業員の児童以外に地域の児童の受け入れ枠を設ける必要がございまして。

いずれの事業も児童福祉法に基づくものであり、市が認可を行う事業でございまして。

特例はこれらの事業のように直接供する家屋、償却資産が対象でございまして。

なお、三つ目の事業所内保育事業に関しましては、今回の特例対象となるものは定員が5人以下のものでございまして、定員が6人以上のものに関しましては、従前から非課税となっております。

次に、特例割合の規定につきましては、①及び②とも同様に、表の特定割合欄にございまして、2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下となっております。

標準にこの割合を乗じて税額を算出することになります。

表の特定割合欄の米印の例にございますように、例えば特例割合を3分の1としますと、課税標準の3分の2が減額されることになります。

現在、市内の保育所では主にゼロ歳から2歳児を保護者の希望する施設で受け入れることが困難な状況であるため、市では小規模保育や、事業所内保育など多様な保育の受け皿の確保を進めておりまして、民間事業者の参入はその受け皿の確保につながるものと期待しているところでございます。

つきましては、今回の対象である、①の企業主導型保育事業に係る特例措置の創設、②の事業所内保育事業等に係る特例措置の拡充につきまして、市といたしましては、国の法律で定められている特例割合の範囲内で参酌基準よりも、軽減率の高い3分の1で設定したいというふう存じます。

以上、「固定資産税等のわがまち特例について」御説明いたしました。

なお、本日、御協議いただいた後に来る9月議会に伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正案を提出したいと考えております。

どうぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいまの報告に対しまして、御発言ございませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

今、具体的な対象資産ということで、失礼しました注1注2ということで具体的なそういう事業の事例が挙げられてますけども、これ以外で想定される対象というのは、あるんでしょうか。

◎西山則夫委員長

課税課長。

●世古口課税課長

今、委員おっしゃった、注の記載についてでございますけれども、これ以外には、対象はございません。

①②とも注に記載してあります事業として認められるものが対象でございまして、従前から保育所等のように、福祉施設に関するものにつきましては、市税条例で定められておる部分について、既に非課税等となつてございますけれども、今回新たに設けられた部分につきましては、委員さんおっしゃいますように、注1注2に書いてあります事業に全て合致するものが対象となつてくるというふうになっております。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

将来この広がるっていうようなことも伊勢市の判断では、あり得ないっていう意味でよろしいでしょうか。

◎西山則夫委員長

課税課長。

●世古口課税課長

今回、決めさせていただきましたのは、地方税法に基づいて市の方で特例割合の範囲の中で決めさせていただいておる、部分でございますけども、もちろんその市が独自の施策として市税条例の中でということも、できないかどうかということもあろうかと思えますけども、現段階では、法律に基づいた、考え方の中で対応していくというふうなことで考えております。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

これなかなか難しいかわからんですけども、これは一番最もその減額が大きいそういう案ということで出されてますけど、これによってどれぐらいの効果があるというのは、そんなような意向を伺ったとか、そんなようなことで、なにか可能性というのがわかる範囲で教えてください。

◎西山則夫委員長

こども課長。

●藤原こども課長

現在、この①の企業主導型保育事業、あるいは②の事業所内保育事業等に関しては、市内には現存はしておりません。今後、保育所等の待機児童を解消していくという目的で、今回、こういった税の優遇措置を導入させていただくものであり、今後、事業者さんの方にそういった保育事業への参入を促していく上で、こういったことも活用していきたいという状況でございます。

現在、市内では、1カ所が事業の開始に向けて準備を整えていただいております。そういった状況でございます。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

そうしたら結局難しいかもわかりませんが、こういう制度を導入することによって、

税収の本来の税収との差額というか、そんなんは想定はされているんでしょうか。

◎西山則夫委員長

課税課長。

●世古口課税課長

税収の差額でございますけれども、あくまでも、試算という部分ではございますけれども、ある事業所、①の企業主導型保育事業に係る特例措置の創設に合致してくる部分でございますが、1件分としまして、3分の1とした場合と、参酌基準の2分の1とした場合との差額でございますけれども、年間3万円でございます。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

次に「伊勢市施設類型別計画策定に向けたその後の経過について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

情報戦略局参事。

●浦井情報戦略局参事

それでは、伊勢市施設類型別計画策定に向けたその後の経過につきまして、御説明申し上げます。

本日は、6月に開催いただきました各常任委員協議会以降の意見交換の結果と、8月8日時点での総括について説明をさせていただき、御協議をお願いしたいと存じます。

資料2の1をごらんください。

意見交換につきましては、2の目的に記載のとおり、個々の施設に対する意見・要望ではなく、計画策定の考え方、どのような考え方で個々の施設の将来方針を定めていくかについての意見と、マネジメントを進めていく上でのアイデア、こちらのほうを伺いたい旨お願いをしまして、特に3の内容のとおり、公共施設の方向性を導く考え方、インフラ資産整備の優先度判定、こちらについての御意見をちょうだいしております。

また、意見交換を円滑に進められるよう、要点を事前アンケートに整理し、意見交換を実施しております。

次に4の結果概要でございますが、地域審議会、総連合自治会、まちづくり協議会との意見交換を表のとおり行い、これまで357名の方々と意見交換を行っております。

アンケート集計結果と意見の概要を資料2の2に添付しておりますが、後ほど御説明させていただきます。

それでは、2ページをごらんください。

8月8日時点での総括につきまして御説明させていただきます。

まず(1)のアンケート集計結果でございますが、良いと、どちらかといえば良いを合

わせた肯定的な回答が、問3は約7割、問5は約6割、その他は約8倍となっておりますことから、施設類型別計画策定に当たっての考え方につきましては、一定程度市民の皆様から御理解をいただける内容であると考えております。

次に、(2)では、意見交換で多くいただきました意見から、計画策定を進めていく上で考慮すべき視点として、以下の9項目としております。

現状の公共施設は地域間でバランスを欠くものもあるため公平性に配慮しながら、施設保有量の抑制を目指す必要があることや、各施設の方向性を検討するに当たっては、防災上の観点や高齢者への配慮、交通政策との連携が必要であること。また民間活用の検討や将来人口の把握、他計画との整合を図るとともに、スケジュール管理に努め、計画の進捗状況など、市民の皆様と情報共有を図りながら取り組みを進めていくことが大切である、というふうに考えております。

また、(3)には、多くの会場でいただいた御意見として、総論賛成各論反対になっていくことが想定されるので、根拠をもって説明できるようにすることが大切だ。重要な取り組みであることから、強い姿勢で取り組んで行って欲しい。人事異動や首長が変わる度に計画が変更とならないように進めて欲しい。との計画を進めていく上での市としての強い姿勢を望む御意見をいただきました。

以上のおりいただいた御意見やアイデアを参考に計画策定を進めていくことといたします。

なお、意見交換が終わったばかりで意見の整理ができていない部分と、意見交換日が調整中となっております二つのまちづくり協議会からいただく御意見につきましては、本日報告することはできませんでしたが、すべての意見交換が終了いたしましたら、必要な御意見を加え最終の総括として整理を行い、大変申しわけございませんが、資料提供の形で御報告させていただきたいと存じます。

3ページをごらんください。

今後のスケジュールにつきまして、改めて御報告いたします。

9月以降、皆様からいただいた御意見をもとに、検討委員会から御意見を伺いながら、作業部会で素案の修正等を行い、施設類型別計画案を作成いたします。

そして、来年1月には案を議会へ提出し、御協議をいただき、その後、パブリックコメントを行い、施設類型別計画を策定したいと存じます。

最後にアンケート集計結果と意見の概要を御説明させていただきますので、資料2の2をごらんください。

各設問におきます集計結果は、1ページ下段の表上のおりでございます。

2ページ以降に意見交換の場でいただいた意見、アンケートに記載いただいた意見をアンケートの設問ごとに整理しております。

御意見につきましては、諮問、答申といった形をとっておりませんので、出席いただきました個人からいただいた御意見ということになります。

なお、いただきました御意見のうち、総括として、計画策定を進める上で考慮すべき視点としましたものに、防災、高齢者などのラベルをつけさせていただいております。

申しわけございませんが、意見の概要は御高覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言ありませんか。
工村委員。

○工村一三委員

この意見交換会の実施結果を受けまして、少し基本的なことをお聞きしたいと思います。非常に357名の多くの方が出席していただきまして、中身の濃い内容だったと思います。ちょっと気になっておりましたんですけど、このインフラ資産整備の優先度判定等につきましてですね、2ページ目の(3)の部分でありますようにですね、前から言われているように、総論賛成各論反対とか、あるいは、人事異動や首長が変わったときに計画が変更すると、まあいいことの話も出てきたんだなあということで、それからまた1から9番までの考慮すべき視点を踏まえてという内容について、非常に厳しい内容だなというふうに思っております。

しかしこれを計画どおり進めていく上においては、この3のように、市としての強い姿勢を望むという意見も出されていらっしゃると思いますので、この優先度判定等ですね、この辺の強い姿勢という伊勢市の考え方をですね、どのように、今これから考えられているのかその辺ちょっとお聞きしたいと思います。

◎西山則夫委員長

情報戦略局参事。

●浦井情報戦略局参事

インフラ資産と公共施設、いわゆる建築物とは、役割が違うというところも、意見の意見交換の会場では、御説明させていただいております。

建築物につきましては、これからどんどんと耐用年数がやってまいりまして、建て替え時期がやってくる時に、施設の数減らすっていうふうなことの必要性のほうを説明させていただきました。

ただ、インフラ資産につきましては、こちらのほうは大切な施設というか、経済活動に寄与するものでございますし、あるいは大規模災害時にも大事な施設ということになってまいりますので、なかなかお金がないから、インフラ資産の整備をしないということにはならないというふうに考えておまして、まず長寿命化を図るところがまず第1にございますけれども、今後は、新規整備であったり、更新するときに、優先度を測ってやろうっていうふうなところを説明させていただきました。

ですので費用がないからこの道路を壊すとか、この橋を落としてしまうとか、そういう考え方にはなりませんので、優先度を図る中でやっていくっていう説明をさせていただいております。

それでこの優先度を計る際にも、事業のほうを小区分に分けまして、更新のほうと新規を計るもの、この二つの事業に絡んでは優先度を計ろうというふうに考えております。

です。ですのでそのときの、財政事情にもよるとは思いますけれども、その財政の出せるお金の中で、優先度を計っていきながら、この新規の部分と更新の部分につきましての優先度を計っていきまして、実施をしていきたいというふうに考えております。

◎西山則夫委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。前からそういうふうなお話も聞いておりますけど、最終的にこの案ができて、ここにも書かれているように総論賛成各論反対、あるいは人事異動や首長が変わった場合、どういうふうな話になってくる等、非常に判断が難しくなるというのは前からも言われております。

これについても、だれが見ても判断できるという言葉は簡単なんですけど、中身はややこしいと思いますけど、ある程度数字的にこれで納得するんだというふうな、数字的なことを表面に出して、みんなが平等に見て、これやったら仕方ないなということが判断できるような形にもっていくという考え方はあるのでしょうか。

◎西山則夫委員長

情報戦略局参事。

●浦井情報戦略局参事

会場のほうで御意見いただくところは、今度出す計画が首長が変わると方針が変わってことになってくると、それはやっぱりいかん話だろうというところが言われておまして、市としては決めた方向性に向けてやっていくべき課題ではないかっていうふうなところの御意見をいただいております。

ですので今回、この1月に出ささせていただく案のところでは、将来の伊勢市を見据えますと、今後こうすべきだろうというふうな、こうすべきだっというふうな部分の考え方で計画のお示しをするつもりでございます。

ただ計画が大変長期の部分でございますし、いろんな社会情勢が変わったり、市の取り組みのほうも変わったり、関係も変わったりすることがございますので、そういった部分についての見直しということはさせていただきますけれども、現段階で、将来の伊勢市を考えると、こういうふうな方向性でいくべきだ、いかないといかんのだろうというところを、計画としてお示しをしたいと思っております。

それにつきましては、やはりその、それぞれについて、何でそうなったんやというところを皆さんに説明できるような共通の認識を持って共通の判断を持ちまして、説明できないかんだらうというところがございましたので、今回の意見交換の場でベースとする評価の基準の作り方というところにつきまして、御説明をさせていただきますと、共通の基準の中で将来の方向性のほうをお示ししたいというふうに思っております。

◎西山則夫委員長

他に発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

1点だけ、お聞かせいただきたいと思うんですが、このアンケートで見直し区分についてアンケートいただいております中でですね、当面残すの評価が曖昧やという御意見をちょうだいしています。全く私もそのように思っておりますが、その見直し区分の中で、残すもの、当面残すもの、残さないものと大きく三つ分類されて、またその中で細分化されとるというような状況なんです。この当面というのは、どれだけの期間を指すのか、その辺の考え方ですね。それをお聞かせ願いたいと思います。

◎西山則夫委員長

情報戦略局参事。

●浦井情報戦略局参事

今、委員からお話いただいたような御意見をいただいたときに説明させていただきましたのは、すぐに人口が減るっていうようなところもございませんし、すぐに取り組まないかん施設もございませけれども、やはりその安全安心を一定確保しながら、この老朽化問題取り組む必要があるというところもございませるので、使用できる間は、やっぱり使用していく。大規模改修や更新はしないけれども、使用できる間は使用しよう、そういった施設も必要だろうというところで、そういった施設については、当面残すという判断をとらせていただいております。

ですので残すとしたものは、今後の大規模改修や更新を行うもの、残さないとしたものは、時期を見て除却するっていうことで、たとえ使える部分があるにしても残さないという判断をするものは壊すということにいたします。

ですので、当面残すという部分については、使える間は使いながら、お金をかけずに使いながら、市民の皆さんの利用も、安全安心も確保しながら、この取り組みを進めていきたいという位置づけで、このような区分をつくった次第でございます。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。ということは、その施設が使用できなくなれば、廃止をするとそのような理解をさせていただいてよろしいですか。

◎西山則夫委員長

情報戦略局参事。

●浦井情報戦略局参事

当面残すとしたものにつきましては、使用できる間ということになりますので、使用できなくなれば、それはもう造り替えもしないし、大規模改修もしない。

そういう判断をとらせていただく施設になります。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

他に発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

会議の途中でありますが、10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時19分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を続けます。

次に「第3次伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

市民交流課副参事。

●丸山市民交流課副参事

それでは、第3次伊勢市男女共同参画基本計画について、御説明申し上げます。

資料3をごらんください。

初めに計画策定の趣旨でございますが、伊勢市は男女共同参画社会の構築に向けて、男女共同参画都市を宣言し、その後、男女共同参画推進条例を制定いたしました。

現在、条例の規定に基づいた基本計画に掲げた施策を推進しているところでございます。

平成25年3月に策定した第2次計画が今年度末に計画期間を終えることから、新たな計画を策定いたします。

次に、計画期間でございますが、平成30年度から34年度までの5カ年を計画期間としております。

次に、計画の位置づけでございますが、本計画は、男女共同参画基本法に規定されている市町村男女共同参画計画であり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律で規定された、市長村基本計画を兼ねております。

さらに、このたび策定する第3次計画については、平成28年に施行されました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、市長村推進計画にも位置づけていきたいと考えております。

次に、計画策定の経過でございますが、条例において、男女共同参画審議会に意見を聞くこととなっておりますことから、本年6月20日に今年度第1回の男女共同参画審議会を

開催し、諮問をさせていただきました。

また、7月20日には庁内の関係各課で構成する推進委員会、同28日には第2回審議会を開催し、計画策定について意見をお聞きしたところです。

次に、計画の目標等についてでございますが、市総合計画並びに国県等の計画との整合性を図るとともに、本年1月から2月にかけて実施いたしました市民アンケート及び事業所調査の結果を踏まえ、基本的には現行計画を踏襲し、六つの基本目標案に沿って策定を進めたいと考えております。

最後に今後の予定でございますが、審議会及び推進委員会を経て、12月末までに計画の策定を進め、30年1月頃中間案を総務政策委員協議会で報告させていただきたいと考えております。

その後、広く市民の皆様から御意見を募集するため、パブリックコメントを実施し、期間中にいただきました御意見も反映させた上で、今年度中に完成の予定でございます。

以上、第3次伊勢市男女共同参画基本計画について、御説明申し上げます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

この第3次伊勢市男女共同参画基本計画、策定業務について、委託してやられてるっていうふうに思うんですけど、いつ頃からどこへどんな形で委託が始まってるんでしょうか。

◎西山則夫委員長

市民交流課副参事。

●丸山市民交流課副参事

今年度4月に委託をいたしましたところでございます。

業者は総研さんへ委託させていただいております。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。平成20年度の第1次の計画では「一人一人が輝いてみんながともに歩むために」と、第2次のときは「性差にとらわれず個々の多様性を認め尊重し合う」というふうなことが、スローガンとされていたように思いますけど。

その時々々の社会環境によって、当然スポットをあてる場所が変わってくるということはあると思います。

そういうことなんですけど、第2次の基本計画の巻頭の言葉でですね、賃金や配置、昇

進などの男女格差が依然として見られ、結婚や出産で約6割の女性が離職していることや、意思決定の場への女性の参画が進まない状況があって、これを解消を目指すということがうたわれておりましたが、これらの課題についての取り組みの検証、あるいは現時点での到達点について、市としてはどのように考えているか教えていただければと思います。

◎西山則夫委員長

市民交流課副参事。

●丸山市民交流課副参事

現在、最終年度の取り組み中ではございますが、さきに実施した市民アンケートの結果等から、第2次計画に制定しております成果目標、10項目とも目標を達成できていないという結果でございます。

しかしながら、個々見ていきますと、数値が少しずつ向上しているものもございまして、また年代別に見ますと、10代2代のお若い方の意識は高いというふうな結果も伺えるところでございます。

総体的には、男女共同参画意識は年代が上になるほど固定観念が強くなり浸透しにくい状況である、というふうに考えております。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

ありがとうございます。基本的には未達成というふうに言わざるを得ないという、受け留めだと思えます。

現在の社会情勢及び市民の意識、価値感の変化に対応したものにすることということでこの委託をした際にも、方針として、挙げられていたと思えますけれども、その肝心の現在の社会情勢及び市民の意識、価値感の変化にどのような状況があるというふうに考えてみえるか。そのアンケートの結果にも左右されると思えますけれども、教えていただければと思います。

◎西山則夫委員長

市民交流課副参事。

●丸山市民交流課副参事

アンケート調査の結果につきましては、先ほども申し上げましたように、意識の変化というところがなかなか成果にあらわれにくいのかなというふうなところで考えております。

さらに、若い方は家庭内でも家事や育児というところを分担しているというふうな結果も見えてきてはおるところでございますけれども、さらに詳しいクロス集計を行いまして、伊勢市の状況に合った計画づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

市民にわかりやすい形でっていうことで成果品を出してもらうように依頼もされとると思うんですけど、その意味でいろんな指標ですね、例えば、世界経済フォーラムっていうのがあるみたいですが、毎年、男女の格差指数調査、これ日本は3年前は136カ国中、105位であったのが、昨年、2016年には111位と順位が下がっているという状況がありまして、ほかにも国連の女性差別撤廃委員会や人権規約委員会などの国際機関から繰り返し女性の人権、平等の遅れ、改善が指摘していることなども、参考にするようなことを取り入れてですね、参考にして、意識すべきではないかと思えますけども、お考えを聞きたいと思えます。

◎西山則夫委員長

市民交流課副参事。

●丸山市民交流課副参事

ジェンダーギャップ指数等々につきましては、第2次計画にも参考資料として掲載させていただいたところがございます。

今後策定していく中で、国県等の計画も参考にさせていただきながら、検討してまいりたいと考えております。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

伊勢市はあのLGBTですか、これには積極的に取り組まれていると思うんですけども、性的思考と性同一性障害に関する理解の促進という点で、計画にはですね、どのような観点で盛り込まれるというようなことになるのか。それとも考えがあるのか、その辺について教えてください。

◎西山則夫委員長

市民交流課副参事。

●丸山市民交流課副参事

LGBT等につきまして、理解を深めていただくということは非常に重要なことであると考えておりますので、今度の計画につきましても、審議会での意見も聞きながら、盛り込むようにしていきたいと考えております。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。その点ですね、率先して市が計画策定以前にでもできることとして、いろいろあると思うんですけど、市の書類における unnecessary 性別欄、これを撤廃するというような動き、これはほかの自治体ではかなり進んでるところも多いんですけども、その辺で伊勢市の現状、それについて考えを教えてくださいというんですが。

◎西山則夫委員長

市民交流課副参事。

●丸山市民交流課副参事

申請書等の性別欄の状況ですけれども、今後、他市町の状況も参考にさせていただきながら、研究させていただきたいと存じます。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

その辺で、現状について掘っていただく必要があると思うんですけど、各部署の書類をチェックするっていうことも含めてなんですけど、例えば市役所内のももちろんなんですけど、外郭団体も含めて、その辺やっぱりトータルに現状を把握するっていうのも大事なことだと思いますので、その辺お願いしたいと思います。

もう1点、すみません。これ最後にしますけれども、この計画に直接条文として、案分として乗るか乗らんか別なんですけれども、所得税法56条というのがありまして、自営業農業女性の労働を正当に評価するという点において、伊勢市では請願も出されたことがあるんですけども、自営業農業に従事している女性に対する人権侵害だと、ということで廃止を求める運動が広がっております。

この点ですね、この所得税法56条を廃止して、妻など家族従業者の働き分を正当に必要な経費として認めるよう、国にも率先して働きかけていくっていう、伊勢市の課題として大事なことだと思うんですけども、その辺についての考え方を、教えてくださいと思います。

◎西山則夫委員長

環境生活部参事。

●藤本環境生活部参事

家族内家庭の、事業従事者っていう、考え方でよろしいでしょうか。

主となる方がみえて、そちらの専従者という考え方かなと思うんですけども、農業に

つきましてはですね、協働の事業者という感覚でですね申請をいただいている部分がございますので、そちらのほうの数をどんどんふやしていきたい、そのように考えております。

○黒木騎代春委員

自営業がありますので。

●藤本環境生活部参事

自営業も同じように考えておりますので、よろしく申し上げます。

◎西山則夫委員長

他に発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

続いて報告案件に入ります。

初めに「戸籍住民課窓口業務の民間委託業者の決定について」報告をお願いいたします。

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

それでは「戸籍住民課窓口業務の民間委託業者の決定について」を御報告申し上げます。
資料4をごらんください。

窓口業務の委託につきましては、平成27年1月からスタートし、本年12月末をもって3年間の委託期間が終了しますことから、このたび新たに委託事業者を選定したものでございます。

選定の経過でございますが5月8日に募集を開始し、5月22日に募集を締め切りました。

6月26日に第1回選定委員会を開催し、審査基準等について協議を行い、7月14日には提案業者2者による公開プレゼンテーションを実施し、業者の選定を行い、選定の結果、最適任者として、現在委託している事業者を選定し、8月9日に契約を締結したところでございます。

契約期間は、平成30年1月から平成32年12月末までの3カ年となります。

なお最適任者として選定した事業者につきましては、グループ内での合併により、プロポーザル時のアール・オー・エス中部株式会社から株式会社エイジェックに社名が変更になりましたことを申し添えます。

以上「戸籍住民課窓口業務の民間委託業者の決定について」の報告でございます。

よろしくお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

本件は報告案件ではありますが、特に御発言ございましたら。

野崎委員。

○野崎隆太委員

一点だけ、このこと簡単にお聞かせください。

これがこの窓口業務の民間委託っていうのが始まったときに、議会の議論の中でもですね、少し質問の中でも、費用対効果といいますか、最終的にこれは、総費用の抑制の方向に向かうのかというような議論をさせていただいたかと思っております。

今回、民間のプロポーザルの中でどんな話があったのかということも含めてですけども、庁内でその民間委託が始まる前のときの費用と比べてですね、どういうふうな抑制ができたのかとか、そのための効果、こんなことがあったのかっていうか、そのあたりの視点で議論をされたことがあれば教えてください。

◎西山則夫委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

委員御指摘のとおり、戸籍窓口の民間委託につきましては、行政改革の視点でスタートしたものと伺っております。

その当時の職員数と比較しまして、現在の職員数嘱託数それにこの事業者への委託料を勘案した部分の金額での比較の話になるかと思えますけれども、現状といたしましては、平成24年の委託前のこの計算をした際の金額から見ましても、抑制には至っておりません。

と申しますのも、途中で新たな行政課題が出てまいりまして、職員数の削減が思うように進んでいないというのが、原因であるというふうには分析をいたしております。

ただ、もともとの目的を考えますと、そのまま放っておくわけにもいきませんので、事業のあり方等検討いたしまして、今後、職員の削減ができるように当初の目的が果たせるように、研究を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

職員の削減をというわけじゃなくて業務改善の効率の中で、結局は総費用をどうしていくかっていう話だと思っておりますので、単純に職員さんの数を減らせとかじゃなくてですね、その配置転換することでこんな効果がありましたとか、もしくはその、全体の費用の中で、委託側の方の費用を減らすのも当然一つの選択肢だと思いますんで、そのためにどういうことしていくとか、あるいはそのシステムも含めてどんなものを入れていくかというの研究をしていただければ、いいかなと思います。

◎西山則夫委員長

他によろしいですね。

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

次に「次期伊勢市指定金融機関について」を報告願います。

会計管理者。

●森井会計管理者

それでは「次期伊勢市指定金融機関について」御説明申し上げます。

資料5の1をごらんください。

1のこれまでの経過でございますが、当市の指定金融機関につきましては、平成17年11月1日の市町村合併時に、旧4市町村すべてが株式会社百五銀行であったこともあり、同行を指定金融機関として指定した経緯がございます。

一方、合併調整の中におきまして、緊張感を維持させる意味で一定期間を過ぎた後には、新市において検討する再度検討するとの提案がなされていたこともあり、平成19年及び平成24年に伊勢市指定金融機関選定委員会を設置し、見直しを実施してまいりました。

前回の平成24年に実施した選定委員会の結果におきまして、株式会社百五銀行が選定されたため、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの、5カ年の契約を結び、伊勢市指定金融機関に指定し、現在に至っております。

その契約が平成30年3月31日で終了しますことから、次期指定金融機関を選定するに当たり、新たに選定委員会を設置し、見直し選定を進めてきたものでございます。

選定委員会の委員構成及び開催状況は、2の(1)及び(2)の項に記載のとおりでございます。

指定金融機関としての基本的な条件としましては、一つ指定期間5年の単独指定、二つ目としまして、市内有人出張所の設置、三つ目としまして、次期指定金融機関は、現在の指定金融機関または収納代理金融機関であることの3点とし、今申し上げました指定金融機関及び九つの収納代理金融機関に対し、指定金融機関選定の参加募集を行いました。

結果、2行から参加申し込みがございましたので、調査票の提出及び各行のプレゼンテーションを受け、選定委員会各委員が総合的に審査評価し、次期指定金融機関の候補として、株式会社百五銀行を選定いただきました。

その後、去る8月7日に、今回、資料5の2として添付いたしております伊勢市指定金融機関の選定における評価結果報告書を選定委員会から提出いただいたものでございます。

市といたしましては、選定委員会の選定報告を尊重し、次期指定金融機関を株式会社百五銀行といたしたく、今回、議会に御報告申し上げます。

なお、次期指定金融機関としての契約期間につきましては、末尾に記載のとおり、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間といたしたく、あわせて御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎西山則夫委員長

本件も報告案件であります。特に御発言ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

続きまして、追加案件として本日資料配付されました「御当地ナンバー及び地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた取り組みについて」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

まず関係市町との調整等により資料配付が本日となりましたことをおわび申し上げます。

それでは「御当地ナンバー及び地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた取り組みについて」御説明を申し上げます。資料をごらんいただきたいと思います。

資料の6でございます。1の趣旨でございますが、伊勢志摩サミットを機に伊勢志摩の名を継続的に情報発信し、地域振興観光振興に役立てることを目的として、御当地ナンバーの導入に向けた取り組みを県及び周辺市町とともに進めようとするものでございます。

2の御当地ナンバーに係るこれまでの経緯でございますが、平成16年の第1案の公募の際は、当時の伊勢志摩地区広域市町村圏協議会で協議をいたしましたでしたが、そのときには、合意には至りませんでした。

平成25年の第2弾の公募においては、導入要件となっておりました県の自動車保有関係手続に係るワンストップサービス、こちらのめどが立っていなかったことから、検討にまで及びませんでした。

そうした中、昨年4月、県の伊勢志摩地域活性化局及びその管内7市町の企画担当課長が会する会議において、御当地ナンバーの導入が提案され、各首長了解のもと、事務レベルで調整していくことが確認されましたが、その時点において、国においては御当地ナンバーの募集が行われていなかったこと。また、管内の登録自動車数が基準台数の10万台を下回る可能性もあったことから、昨年4月に追加募集の実施、及び要件緩和を求める要望書を国土交通省に提出いたしました。

提出に当たっては、県並びにこの取り組みの核となる本市と鳥羽市及び志摩市の3市で対応したところでございます。

そして本年5月、この要望内容が反映された形で地方版図柄入りナンバープレートとともに御当地ナンバーを追加募集すること。

また、複数の自治体が連携し、表示名称が、その地域を称するものとして、相当程度の知名度を有していれば、登録自動車数は5万台を超えていればよいとする、導入要綱が制定されました。

これを受けまして取り組みを再開することとし、県から再度、各市町の意向確認を行い、その結果を踏まえて、3の調整案に記載のとおり、本市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町、こういった、伊勢志摩定住自立圏の管内以外に、大台町の3市6町を現在、対象地域としておりますが、最終的な枠組みにつきましては、今後実施をいたします住民アンケートの結果等を踏まえ、固まってくるものと思われま。

なお、地域名表示は伊勢志摩とするものでございます。

4の新たな地域名表示導入、ご当地ナンバーの導入の基準につきましては、記載のとおりでございます。特に(2)の図柄入れナンバープレートをあわせて導入することが、原則とされておりまして、また(6)の県のワンストップサービスの導入は、これまでと同様でございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。裏面5の今後の流れでございますけれども、

まず、先ほど申し上げました、必須となっております住民アンケートを9月中旬ごろまでに実施をし、その結果を議会に御報告いたしたいと考えております。

アンケート結果及び議会の御意向を踏まえ、11月中旬を目途に各市町から県に対して、地域名表示の追加要望を行い、県がこれを受けて、まず、国土交通大臣に導入意向表明をいたします。

各市町は住民の合意形成を図り、県は対象地域内の全市町の合意を得た上で、来年3月、国土交通大臣に導入の申し込みを行い、同年7月頃には導入地域が決定する予定でございます。

図柄につきましては、来年12月末までに提案を行い、平成32年度の決定、新ナンバープレートの交付は、平成32年度中を目途とされております。

過去におきましては、民間主導でこの地域において御当地ナンバーの検討が進められた経過がございますが、今回は、先ほど申し上げましたように、手続き期間が非常に短いことから、まず行政主導で進めさせていただくこととし、機運の醸成等につきましては、並行して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に新ナンバープレート導入後における取り扱いを参考までに御説明申し上げます。

導入後は自家用軽自動車を含む当該地域のナンバープレートの地名表示は、現在の三重から伊勢志摩に変わりますが、これは一斉に変更を強制するのではなく、新規登録のほか、移転登録や変更登録等によるナンバープレート変更の際に、順次、この伊勢志摩ナンバーを交付していくというものでございます。

なお、ナンバープレートは現行と同じ無地のもの、また図柄入りにつきましては、寄附金なしがモノトーン、寄附金がありがフルカラーで、この3種類からをお選びいただくこととなりますが、交付手数料等が違ってくるというふうなことを聞いております。

なお、寄附金につきましては、当該地域の地域交通のサービス改善観光振興などに活用されとるということになっております。

引き続き、県及び周辺市町とも連携をしながら取り組みを進め、必要に応じて議会に御報告を申し上げてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。

世古口議員。

○世古口委員

ただいま、担当課のほうから縷々説明いただきました。

この関係につきましては、以前から民間主導で出ておったことは聞いております。

今、全国の市町村においては、やはり自治体の生き残りに対して、主要の施策とか、あるいはまた、新しくいろんな施策を模索しながら、努力している状況にあると思います。

昨年伊勢志摩サミットで、当地はたいへん有名になり、観光客も増加しております中、さらに、伊勢志摩ナンバーにおいて、全国的にPRができると非常に良い策だと考えます。

全国的に、やはり伊勢志摩ナンバーを付ける中で、いろいろな全国を車が走ることによって、一度伊勢に行ってみたいな、あの有名な伊勢に行ってみたいな、そういった気持ちもさらに、そのナンバーを見ることによってピーアールできるのではないか、このように思います。

この件につきましては、計画どおり、遅れることのないように進めていただければ、ありがたいなとこのように思い、意見として申し添えておきます。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか、辻委員。

○辻孝記委員

少しお聞かせ願いたいと思います。

この御当地ナンバー、歓迎すべきものだと私は思っております。

ただ、ちょっと1点ですね、心配事がありますのは、対象地域が広範囲にわたっておられるということと、その定住自立圏の関係でいくのか、プラスアルファされている部分がありますけども、地域名称のですね、伊勢志摩という名前がですね、その地域に合った名称なのかということまで、考えてやられたのかなと心配をしております。

今回の場合は、こういうことをやりますということで周辺自治体にも、声かけされたんやと思いますが、そちらのほうから、うちの自治体も参加したい、という要望があって今回こういう形になったのか、その辺ちょっと経緯だけ教えていただけますか。

◎西山則夫委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

先ほど申し上げましたように、先ほど世古口委員のほうからもお話あったようにですね、伊勢志摩サミットを機に、この際名前を広めていこうということで、当初は、この南勢志摩地域活性化局管内の課長会議の方で話がありまして、まず当初の時点では、そのエリアの中には、明和町は入ってないんですけども、伊勢から多気町までの、3市ということですね、参加しておったんですけども、その中で、いろんな話があつてですね、伊勢志摩定住自立圏という、こういう広域で連携をとっておる、その名称も伊勢志摩ということからですね、県が仲介いただくような形で明和町さんのほうにお声掛けをしていただきました。それで、賛同いただいたということなんですけども。

その後、明和町さんが多気郡ということもあるんだと思うんですけども、いろいろ首長さん中でも話があつてですね、そのあとに今回出ております大台町さんにお声掛けをされております。ほか、多気郡のそれは当然、伊勢志摩のという取り組みを進めるということを御理解いただいた上で、お声掛けをしていただいて、御賛同いただいたということでございます。

ほかに多気郡の町も当初は、関心をちょっと寄せられとったところもあったんですけども、最終的に今この伊勢志摩ということで御理解いただいた上で、テーブルに着いていた

だいたいのがこの3市6町、ただこの後、住民アンケートをとっていくわけなんですけれども、首長さん方に賛同いただいて進めていくという御意向をお持ちですが、その住民アンケートの結果によってはっていうふうな、そこでまた、判断をされるようなことも、ちょっと、お聞きをしておりますので、この後そういう形で進んでいくのではないかというふうに考えております。

◎西山則夫委員長
辻委員。

○辻孝記委員

わかりましたというか、県からも仲介していただいたということと、多気郡という縛りで考えると、全町がですね入ってくるのが本来かなというふうに思いますけど、大ざっぱに言うと、伊勢志摩地域とですね、今の範囲地区でいくと、奥伊勢というような言い方のところもありますし、その辺がこの伊勢志摩に本当に合ってるのかどうか心配だったので、その辺がちょっと、今後どうなっていくのかなってということだけ、疑問だけあったものですから、確認させていただきましたが、今後のアンケートとかその辺の関係で変わってくるということで、その辺だけまた今後の推移を見たいと思います。

◎西山則夫委員長
ほかに御発言ございませんか、黒木委員。

○黒木騎代春委員

交付手数料、各種あるとおっしゃいました。

現状よりも、市民負担っていうか、手数料ふえるっていう選択肢以外はないんですか。

現状どおりっていうことはあるんですか。

◎西山則夫委員長
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

これまだですね、具体的な数字といいますのは、どれぐらいか導入が決まってアンケートをとって行く中で、感覚的なものになってこようかと思えますけれども、どれぐらいの普及が見込めるかということにもなってこようかと思えます。

それ次第で登録手数料がというふうな話を伺っておりますが、現在確か1,440円の登録手数料、三重県の場合だったと思います。

これがですね一般の無地の登録手数料なんですけれども、具体的な数字までは伺っておりませんが、図柄入りになれば、これが、いろんな型枠とかそういうこともあるんだと思うんですけども、高くなる。図柄もさらにフルカラーとモノクロということで、こちら辺で金額が違ってくるということですが、具体的な数字についてはまだはっきり、わかっておりませんので、ちょっとこう幅が出てくるということは情報としては伺っております。

◎西山則夫委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員
幅が出るということはわかるんですけど、例えば図柄なしっていう場合でも、やっぱり上がるということは間違いはないですか。

◎西山則夫委員長
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事
すみません。そのあたりもまだはっきりと、型が変わってくるという今の版の型が変わってくるということからですね、かかるかもわかりませんが、ちょっとそこまでは、また詳細わかってないところでございます。

◎西山則夫委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員
よそでは選択制というようなことも聞いたことあるんですけど。
伊勢市の場合は、それはないということですかね。

◎西山則夫委員長
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事
すみません、ちょっと私の説明が悪かったのかわかりませんが、まずナンバーはこのエリアに入れば三重ナンバーから伊勢志摩ナンバーに変わる。これはもうすべて変わるということでございます。
その中で、ナンバープレートにつきましては、現行の無地の真っ白けのやつとそれから図柄入りのモノクロとフルカラー、この3種類の中からお選びをいただけるということになりますので、ですのでそのあたりは御心配の向きといいますか、選択によって幅がある中から選びいただくということになってこようかと思えます。

◎西山則夫委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員
すみません。原付のナンバーっていうのは、これまでどおりということになるんでしょうか。伊勢のナンバー。

◎西山則夫委員長
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

今回のこのご当地ナンバーは自動車についてでございますので、原付とはまた違うということでございます。

◎西山則夫委員長
他によろしいですか。
福井委員。

○福井輝夫委員

今、黒木委員が、ちょっとお聞きした原付なんですけど、今回ご当地ナンバーということで原付ではないんですが、以前に吉岡議員も聞かれたことがあるかと思うんですが、全国いろいろ見てみますとですね、原付のご当地ナンバーですね、いろんなカラフルなナンバーがインターネットでちょっと調べるだけでも70以上がすぐに出てくるというような状況ですんでね、やはり、今回こういうふうに進めるのであればですね、やっぱり、同時には無理かもわかりませんがそういう原付の御当地ナンバーについてもですね、検討していただきたいなというふうに思うんですけども、その辺について、今後の方向性、何も考えていないんか、ちょっとその辺について考えをお聞かせください。

◎西山則夫委員長
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

ありがとうございます。確かに近隣でもですね松阪市さん、鳥羽市さん入れられてます。その住民のですね、市民であるということのそういう、連帯感、帰属性の話であったり、あるいは外に向けてのピーアールということもあります。

ただ自動車に比べて行動範囲といいますか、移動範囲が狭いのでピーアール度がどうかということもあるんですけども、他市町の方でもそういった動きがありますので、これは、課税課さんのほうが、そちらのナンバープレート管轄しておりますので、また一度、課税課さんとも、これまでもいろいろと御意見をいただいておりますので、コストの話であったりですね、効果の話であったり、そのあたりを考えながら、これまでちょっとまだ、こういう状況であるんですけども、またこういった動きも出ておりますので、ちょっとまた研究させていただきたいと思います。

◎西山則夫委員長
他に発言よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

他に発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時57分